

ベネフィット・ワン企業年金基金加入申込書・確認書

ベネフィット・ワン企業年金基金 御中

①基金加入希望日（西暦）

年 月 1 日

②実施事業所数（厚生年金適用事業所単位）

事業所

③基金加入予定者数

名

■本基金の確認事項

①基金制度についての確認

NO	確認事項	チェック
1	当基金は、 確定給付企業年金法に基づき設立された企業年金基金 であり、給付額の計算方法は、元本部分（積立額累計）と利息部分（ 再評価率-10年国債の応募者利回りに基づく率-に応じて変動する再評価額累計 ）から計算される仮想個人勘定残高に基づくキャッシュバランスプランを採用しております。	☐
2	本基金の 加入対象者は、厚生年金保険の被保険者 であることが条件となります。	☐
3	給付金は、加入者（死亡の場合は遺族）に対して本基金から直接支払われます。懲戒解雇等により加入者への支給を止めることは可能ですが、 いかなる場合も給付金相当額や掛金が事業主に返還されることはありません。	☐
4	本基金は、掛金の追加負担が極力発生しない仕組みを採用していますが、以下の場合、 掛金の追加負担（特別掛金）が発生する可能性があります。 ①法令に定める基準を超えた不足金が発生した場合 ②5年に一度行われる財政再計算または制度変更等が生じた場合に行う変更計算において、不足金がある場合	☐
5	特別掛金が発生する場合、基金規約の定めるところにより、加入時期にかかわらず、 すべての企業にご負担いただくことになります。	☐
6	基金の資産運用は、加入者等に約束する再評価率相当の運用収益をあげることを目的としており、現在は全額を元本及び利回り保証がある保険契約で運用しております。しかしながら、 将来の国債利回りの推移によっては、信託銀行等で株式等のリスク資産を組み入れた資産運用を行う可能性があります。	☐
7	本基金の運営に関する重要な事項は、 本基金の加入事業主が選定した代議員（選定代議員）及び加入者の中から選ばれた代議員（互選代議員）で構成される 代議員会において決定されます。	☐
8	加入事業所が本基金を任意に脱退する場合は、厚生年金保険の被保険者の過半数以上で組織する労働組合または過半数を代表する者の同意が必要です。 また、 本基金脱退に際しては、以下に掲げる金額の一括納付が必要となります。 ①事業年度（7月から翌年6月までを1事業年度とします）中の脱退の場合は、残月数に対応する事務費掛金 ②特別掛金の発生時には、本基金全体の不足金における脱退事業所が負担すべき額（脱退時に計算されます）	☐
9	本基金に加入できるのは70歳未満の厚生年金保険の被保険者であるため、 退職の有無にかかわらず70歳に達した日（70歳の誕生日の前日）に資格喪失となります。	☐
10	本基金は、複数の厚生年金適用事業所が加入する制度です。加入事業所名は基金規約の別表に記載されており、加入事業所からの要請を受け必要性が認められたときは、開示されることがあります。	☐
11	【2024年12月以前から確定拠出年金を実施している事業所のみ】 確定拠出年金制度について、次のいずれかに該当しています。 ①拠出限度の経過措置の終了申請を行い、認可取得済みです。 ②拠出限度の経過措置の終了申請中です。	☐

当社（当事業所）は、ベネフィット・ワン企業年金基金（以下「本基金」）への加入を申し込むにあたり、加入事前審査があること、加入条件を満たさない場合は本基金への加入ができないことを了承します。また、当社は厚生年金保険料の未納が一切ないことを確約します。
上記に加えて、「本基金の確認事項」の各項目を確認し、遵守することを確約することを証し、右記名（署名）押印いたします。

法人：登記上住所、法人名、代表者名を記名 個人事業主：事業主住所、事業主名を署名

公開用

印

②基金運営についての確認

NO	確認事項	チェック
1	反社会的勢力に該当する者や反社会的勢力と関わりがある者は、本基金に加入することはできません。 当社は、現在および将来にわたり反社会的勢力や反社会的勢力に関わりがある者に該当しないこと、暴力的な要求行為を行わないことを確約いたします。 また、 加入後に反社会的勢力または反社会的勢力に関わりがある者であることが判明した場合や、暴力的な要求行為等を行ったことにより、本基金から脱退勧告を受けた場合には、労使合意のうえ、速やかに本基金を脱退いたします。	☐
2	当社が掛金納付を行わず（手続き疎漏等による未納付を除く）、本基金から脱退勧告を受けたときは、労使合意のうえ速やかに本基金の脱退手続きを行います。	☐
3	本基金の運営に関する最新の様式や事務マニュアル等は、全て基金ホームページに掲載されております。また、本基金の規約、決算報告書、公告等も基金ホームページに公開されています。	☐
4	本基金業務はびオリックス株式会社に委託（事務局業務を株式会社ベネフィット・ワンに再委託）しており、 当該委託先に対し、本基金の事業運営に必要な範囲において基金が有する個人情報の利用を許諾します。	☐

③その他制度全般の確認

NO	確認事項	チェック
1	退職による資格喪失時 に加入者が受領する給付金は、 退職所得 となります。 退職を伴わない資格喪失時 （休職、70歳到達、制度適用対象外となったとき、事業所脱退するとき等）に加入者が受領する給付金は、 一時所得 となります。	☐
2	退職による資格喪失時に加入者が受領する給付金で、 本基金の加入者期間が5年以内の場合は「短期退職手当等」となり、退職所得控除後の額が300万円を超える部分は「2分の1課税」が適用されない 場合があります。	☐
3	加入者が退職や70歳到達などで資格喪失となったときは、速やかに給付金裁定請求書を基金宛に提出します。	☐
4	加入者の範囲や基準給与の決定方法などは、確定給付企業年金関係法令に沿って制度設計を行います。また、関係法令の改正があった場合には、改正法令に基づき給付設計の見直しが必要となる場合があります。 なお、 法令の改正と関係なく制度設計の変更を行う場合は、別途費用が発生します。	☐
5	加入者にとって不利益となる制度設計の変更は、対象となる加入者全員から個別同意を取得する必要があります。よって、 加入者にとって不利益となる制度設計の変更は、検討開始時に必ずオリックス株式会社に相談します。	☐
6	本基金の加入者 となると、 確定拠出年金（企業型・個人型）の掛金上限が変更 となることを認識しています。	☐
7	【選択制確定給付企業年金制度実施事業所のみ】 選択制確定給付企業年金制度について、以下の事項について説明を受けました。 ①本基金の掛金は全額事業主が負担するものであり、加入者本人が負担する掛金ではないこと。 ②役員報酬の変更には、定期同額給与や事前確定届出給与といった税制上の規制があること。 ③公的年金をはじめとした社会保険・雇用保険等の給付額に影響があること。	☐

基金・オリックス使用欄

常務理事	オリックス責任者	オリックス担当
		上記内容を説明し了承しました。